

別表第2（第4条関係）

有形固定資産投資額に関する算定方法

有形固定資産投資額は、建物及び償却資産投資額並びに土地投資額とする。

（イ）土地投資額

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該供給地点群に係る特定製造所用地} \\ \text{として有償で取得した土地の面積} \end{array} \right] \times 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの取得価格}$$

この場合において土地の面積は、標準所要面積※の範囲内の面積とする。

なお、複数の特定製造所を有する供給地点群にあつては、当該特定製造所に係るそれぞれの土地について算定するものとする。また、宅地を分譲する形態の供給地点群にあつては、供給開始時から3年経過後において供給可能な供給地点数に応じた特定製造所に係る土地について算定するものとする。

（ロ）建物及び償却資産投資額

$$1 \text{ 供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額} \times \text{供給地点数}$$

当該供給地点群に共同住宅（3層以上のものに限る。以下同じ。）と単独住宅とが併設されている場合の導管に係る投資額については、それぞれに区分して算定するものとする。なお、供給地点群の規模その他の条件により供給地点群ごとに差異が生ずるときは、適正な原価によることができるものとする。

※は、経済産業大臣が別に告示する値とする。